

公募に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を公募する。

令和7年1月20日

千葉県こども病院長 皆川 真規

1 業務概要

- (1) 業務名 千葉県こども病院食堂及び売店の運営事業
- (2) 業務内容 千葉県こども病院1階食堂での料理飲食物の提供及び1階売店の運営
- (3) 使用許可期間 令和7年4月1日から行政資産使用許可の規程による
- (4) 履行場所 千葉市緑区辺田町579番地の1 千葉県こども病院

2 参加手続

(1) 担当部局

〒266-0007

千葉市緑区辺田町579番地の1

千葉県こども病院事務局管理課

電話 043(292)2111 内線8215

Eメール kodomo_knr@mz.pref.chiba.lg.jp (受信専用)

(2) 募集要項等の配布

令和7年1月20日(月)から令和7年2月7日(金)までの期間中(土・日曜日、祝日を除く)、午前9時から午後5時まで、千葉県こども病院事務局管理課にて配布する。

(3) 応募に関する質問

質問は、様式5により提出すること。なお、口頭(電話)における質問は受け付けない

ア 提出期限 令和7年2月7日(金)午後5時まで

イ 提出方法 Eメール(kodomo_knr@mz.pref.chiba.lg.jp)あて提出し、提出後に到着確認の電話をこども病院事務局管理課まで行うこと。

(4) 応募に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年2月20日(木)までにEメールにて回答する。このとき、質問者等は明記しない。なお、本回答は募集要項と同じ効果を持つものとする。

(5) 現地見学

募集要項等を受領した者のうち、現地見学を希望する者は、様式6により提出すること。

ア 提出期限 令和7年2月7日（金）午後5時まで

イ 提出方法 Eメール（kodomoknr@mz.pref.chiba.lg.jp）あて提出し、提出後に到着確認の電話をこども病院事務局管理課まで行うこと。

ウ 日 時 令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）の期間中、午後4時から（※日時は予定であり、別途希望者へ連絡する）

(6) 応募申請書・企画提案書の提出

希望業者は、配布された募集要項に基づき、令和7年2月21日（金）から令和7年2月28日（金）までの期間中（土・日曜日、祝日を除く）、午前9時から午後5時までに事務局管理課へ8部提出すること。

(7) 応募資格審査

応募資格の有無について確認後、令和7年3月5日（水）までに文書で通知する。

(8) 事業者の決定方法

上記にて提出された企画提案書に基づき書類選考を行い（一次選考）、その後ヒアリングと選定審査会（二次選考）にて業者を決定する。ヒアリングは令和7年3月11日（火）に実施予定であり、別途応募者へ連絡する。

詳細は募集要項を参照のこと。

(9) 選定審査会の結果通知（令和7年3月中旬予定）

選定審査会の結果については、二次選考参加者全員に文書で通知する。

3 申請に必要な資格に関する事項

必要な資格に関しては以下のとおり。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、千葉県における物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加資格者の資格等に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。共同企業体にて参加する場合、代表企業及び構成企業が入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。
- (3) 募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。共同企業体にて参加する場合、代表企業及び構成企業が入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (4) 募集の内容を理解し、食堂及び売店を運営できる能力を有する者であること。

- (5) 過去5年以内に、病床数200床以上かつ小児科を標榜する病院において、同種の業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 食堂の営業に当たっては、栄養士の資格を有する者に献立を担当させ、少なくとも1名は調理師の資格を有する者に調理させることができる者であること。
- (7) 千葉県内の営業所において食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を過去3年間受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 千葉県病院局固定資産管理規程に基づき、千葉県病院局より行政資産使用許可を受ける必要がある。
- (3) 食堂と売店の一体での企画提案とし、一方のみの企画提案は認めない。
- (4) 詳細は、千葉県こども病院食堂及び売店運営事業者募集要項に記載のとおり。